

# 一定の障害があるかたは後期高齢者 (長寿)医療制度に早く加入できます

65歳以上で、次の障害があるかたが加入できます

- 1 身体障害者手帳所持者で1級から3級までのかたと、4級のかたで、以下の障害に該当されるかた  
「音声機能・言語機能又はそしゃく機能の著しい障害」  
「両下肢のすべての指を欠くもの」  
「一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの」  
「一下肢の機能の著しい障害」
- 2 療育手帳(青色)所持者で、Aの認定を受けているかた
- 3 精神障害者保健福祉手帳(緑色)所持者で、1級・2級の認定を受けているかた
- 4 障害年金受給者で、1級・2級のかた

いずれかに当てはまるかたで加入を希望される場合は、保険課医療給付係で手続きをしてください。

## 保険料の納付は 「口座振替」が便利です!!

これまで国民健康保険税などの市税を口座振替でお支払いしていたかたでも、改めてお申し込みが必要です。保険料の納付書が届いたかたには、安心・便利・確実な口座振替をお勧めします。口座振替のお申し込みは、各金融機関へどうぞ。

お問い合わせ先  
保険課医療給付係 ☎43 - 7046